

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

奥州市長 倉成 淳

市町村名 (市町村コード)	岩手県奥州市 03215	
地域名 (農林業センサスにおける 地域内農業集落名)	前沢 古城北部地区 (熊野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月5日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・基盤整備事業を契機に発足した、姥沢上野と古城北部営農組合が合併し、その組織内で担い手として活動していた中から、有志4名で法人組織を立ち上げた。
- ・委託希望農地が徐々に増えていく中で、法人においてもオペレーターの高齢化が進み、後継者確保が課題となっている。
- ・畦畔の草刈りや大豆の除草など人手不足が課題である。

【地域の基礎的データ】

- ・法人:1法人、個人担い手:5経営体
- ・主な生産品目…水稻、大豆、野菜 など

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基幹作物は水稻＋大豆であるが、将来的には高収益作物の導入を視野に入れていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・農振農用地を含む基盤整備事業の対象農地及びその周辺農農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・現状において十分な集積・集約になっているが、将来的にも、法人を中心とした集積・集約化の方針とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・必要に応じて活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者のほか、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JA、県などの関係機関に相談しながら農作物の栽培技術の継承を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③現在利用しているドローンのさらなる活用を図り防除作業などの効率化をしていきたい。
アシスト機能のついた農機(トラクタ等)を導入し、オペレーターの負担軽減につなげたい。

⑦営農組織と連携して、水路、畦畔等の保全管理に取り組む。